

## 第 2 回 池田市総合計画審議会 次第

日時 平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日（火）午後 5 時  
議会会議室（3 階）

1. 開 会

2. 案 件

(1) 第 6 次総合計画一部見直し（案）について

3. 閉 会

## 第1回池田市総合計画審議会でのご意見等について

No.	発言者	箇所	ご意見の内容	事務局の考え
1	中西委員	P31上段 P58上段	不法投棄が10年ほど前から増加している。不法投棄への考え方についても付け加えていただきたい。	現総合計画のP127第3章第4節に「関係機関・団体と連携し不法投棄対策を進める」とあり、細河地域に限定せず、市全域に関連する内容であるため、基本構想、基本計画の変更文案については、現行のままとするが、第6次池田市総合計画一部見直し(案)の目的の中で、「乱開発や不法投棄の防止などに配慮しつつ」という文言を追記する。
2	櫻井委員	P31上段 P58上段	不法投棄の対応で人の流れを抑制するのではなく、活気づける視点で考えてもよいのではないか。	上記と同様に、現総合計画のP127第3章第4節に「市民、地域団体などと連携してまちの美化活動を促進する」「関係機関・団体と連携し不法投棄対策を進める」とあり、目的の中で、「乱開発や不法投棄の防止などに配慮しつつ」という文言を追記するとともに、今回の一部見直しにおいて、細河地域の活性策を踏まえた土地利用の検討に取り組む。
3	櫻井委員	見直し内容全体	新名神だけ細かく書いてあるにも関わらず、大阪国際空港の話が出てこないのは寂しい。大阪国際空港にアプローチしていかないのかという印象がある。	大阪国際空港に関連する箇所については現総合計画の内容でも、今後の取組と整合性が取れているように読み取ることができ、すでに地区計画も策定済みである。また、空港地域については、テーマパーク構想にも盛り込んでいく予定である。

**第 6 次池田市総合計画  
一部見直し（案）**

平成 30 年 1 月  
池 田 市

## 1. 目的

本市では、平成23年1月に「第6次池田市総合計画」を策定し、まちの将来像である「私」が創る「地域」と育てる誇りに思えるまちの実現をめざし、まちづくりに取り組んできた。

一方で、計画の策定から6年が経過し、この間に本市を取り巻く環境が変化する中で、平成28年3月に提言された地域住民主体のまちづくりプランである「伏尾台創生プラン2020」、「細河未来夢プラン2030」、「石橋未来夢プラン2030」を踏まえ、本市の中長期的なまちづくりの展望を示す「池田のまち みんなまとめてテーマパーク構想」の策定に取り組むなど、新たなまちづくりの機運が高まっているところである。

また、平成29年12月には新名神高速道路「箕面とどろみIC」、「川西IC」の供用が開始され、とりわけ細河地域において交通の利便性の向上が見込まれる。このため、乱開発や不法投棄の防止などに配慮しつつ、地域特性に応じた土地利用に資する環境整備が期待されているところである。

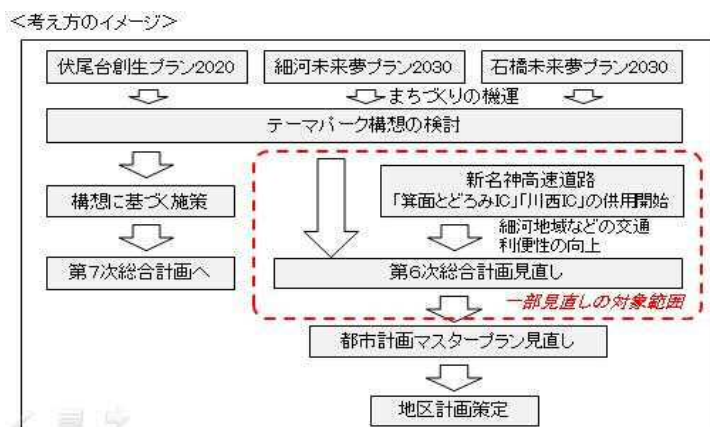
こうした変化と整合を図るため、「第6次池田市総合計画」の一部見直しを行う。

## 2. 基本的な考え方

テーマパーク構想の推進や細河地域における環境整備に向けて、「第6次池田市総合計画」では読み込めない新たな施策や総合計画への記載を必要とする計画策定などのため、必要な箇所の記載を追加・修正する。

具体的には、原則として、時点修正（数値や名称の変更など）は行わず、「細河地域における産業施設などの立地誘導」、「老人福祉センター（敬老会館など）などの機能更新や整備に向けた取り組み」等に関して、必要な箇所に限定し、基本構想及び基本計画の見直しを行う。

上記の考え方に基づき、今回の見直しにあたっては、将来像である「私」が創る「地域」と育てる誇りに思えるまちを踏襲しつつ、今日において変更が必要な箇所に限定し、基本構想及び基本計画の見直しを行った。



### 3. 見直し内容

「1. 目的」及び「2. 基本的な考え方」に基づく、「第6次池田市総合計画」の一部見直しの内容は以下のとおりである。

#### (1) 基本構想

・16 ページ 第2章 第2節 位置・地勢

##### 1 立地 最下段

原文（変更前）	変更内容（変更後）
また、 <u>数年後には新名神高速道路の供用開始も予定されています。</u>	また、 <u>平成29年度に新名神高速道路「箕面とどろみ IC」、「川西 IC」が供用開始されました。</u>

・31 ページ 第3章 第3節 都市機能構想

#### (4) 自然ふれあいゾーン 下段

原文（変更前）	変更内容（変更後）
細河地域については、 <u>乱開発の防止を図り、植木園芸産業の振興に努めつつ、地元住民との合意形成を図りながら、地域の活性化策を踏まえ、地区計画などを活用した土地利用の検討を進めます。</u>	細河地域については、 <u>新名神高速道路「箕面とどろみ IC」、「川西 IC」が供用開始されたことにより、利便性が高まる地域となります。このため、本地域では、乱開発の防止を図り、植木園芸産業の振興に努めつつ、地域の活性化策を踏まえ、地元住民との合意形成、自然環境・景観や農業との調和に配慮して、地区計画などを活用した土地利用の検討を進めます。</u>

・31 ページ 第3章 第3節 都市機能構想

#### (5) 都市核・都市軸 下段

原文（変更前）	変更内容（変更後）
さらに、 <u>細河地域へ教育施設の誘致を図ることにより、本市北部の「都市軸の交流・連携」の中心となるよう、実現に向けて取り組んでいきます。</u>	さらに、 <u>細河地域では、自然環境・景観や農業との調和を図りながら、地区計画などを活用した土地利用の検討を進めることにより、本市北部の「都市軸の交流・連携」の中心となるよう、取り組んでいきます。</u>

・ 37 ページ 第 5 章 将来像達成のための重点施策

■ 5 細河地域の活性化 上段

原文（変更前）	変更内容（変更後）
細河地域は、市街地近郊でありながら、恵まれた自然と伝統ある植木産業という資源を有し、また、今後は、広域幹線道路の整備により、交通の利便性がさらに高い地域へと変貌することが予想されています。	細河地域は、市街地近郊でありながら、恵まれた自然と伝統ある植木産業という資源を有し、また、今後は、 <u>新名神高速道路「箕面とどろみ IC」、「川西 IC」の供用開始</u> や広域幹線道路の整備により、交通の利便性がさらに高い地域へと変貌することが予想されています。

(2) 基本計画

・ 56 ページ 第 1 章 第 1 節 駅周辺を中心とした市街地の整備

■ 主な部門別計画

原文（変更前）	変更内容（変更後）
・都市計画マスタープラン（ <u>まちづくり課：平成 11 年度（1999 年度）～23 年度（2011 年度）、改訂計画 24 年度（2012 年度）～</u> ）	・都市計画マスタープラン（ <u>まちづくり・交通課：平成 24 年度（2012 年度）～34 年度（2022 年度）、一部改訂 30 年度（2018 年度）～</u> ） ・ <u>立地適正化計画（まちづくり・交通課：平成 31 年度（2019 年度）～（予定））</u> ・ <u>中心市街地活性化基本計画（地域活性化課：平成 31 年度（2019 年度）～（予定））</u>

・ 57 ページ 第 1 章 第 2 節 細河地域の活性化

■ 現状と課題

原文（変更前）	変更内容（変更後）
○今後、 <u>国道 423 号</u> や新名神高速道路などの広域幹線道路が整備されることで、交通利便性の高い地域へ変貌することが予想される。	○今後は、新名神高速道路「 <u>箕面とどろみ IC</u> 」、「 <u>川西 IC</u> 」の供用が開始されたことや <u>国道 423 号</u> などの広域幹線道路が整備されることで、交通利便性の高い地域へ変貌することが予想される。

・ 58 ページ 第 1 章 第 2 節 細河地域の活性化

1. 地域の特性を生かしたまちづくりの展開 ステップ

原文（変更前）	変更内容（変更後）
<p>・木部ランプと新名神高速道路（仮称）<u>箕面 IC を結ぶ国道 423 号の交通量の増加が予想されることから自然環境との調和を図りながら、通過者などを招き入れる施設を整備する。</u></p>	<p>・木部ランプと新名神高速道路「<u>箕面とどろみ IC</u>」、「<u>川西 IC</u>」を結ぶ国道の交通量の増加が予想される。<u>このため、本地域では乱開発の防止や自然環境・景観との調和を図りながら、地区計画などを活用した土地利用の検討を進め、産業施設などの立地誘導を図る。</u></p>

・ 86 ページ 第 2 章 第 2 節 高齢者福祉・介護の充実

1. 高齢者福祉の充実 ステップ

原文（変更前）	変更内容（変更後）
<p>・老人福祉センター（敬老会館など）の<u>維持と運営の充実を図る。</u></p>	<p>・老人福祉センター（敬老会館など）などの<u>機能更新や整備に向けた取り組みを推進する。</u></p>